

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱

制 定 平成30年6月18日 こ子第353号(副市長決裁)

最近改正 令和5年4月18日 こ保運第33号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施要綱(令和 年 月こ保運第 号)(以下「実施要綱」という。)に基づき、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の補助金の交付について、必要な手続きを定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

(補助金交付対象)

第3条 市長は、当該事業を実施する幼稚園設置者(以下「設置者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする経費は次の各号に定めるものとする。

(1) 開設準備費

当該事業の開設に必要な修繕や備品等に要する経費

(2) 運営費

事業実施のために必要な職員、調理員の費用、保育材料費

2 補助金の額は、別表に定める通りとする。ただし、運営費補助の算定に使用する額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)により、国の定めるところに基づいた額とする。なお、前述の国の定めるところに基づいた額とは、特段の事情のない限り、当該事業を実施する毎年度4月1日時点に公表されている金額を使用し算定する。

また、月途中で補助対象または、補助対象外となった児童については、下記の算式1又は算式2を用いて、日割りにより算定する。なお、下記の算式により得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

算式1 月途中で利用を開始した児童に係る補助金の算定方法

当該児童の補助額(月額) \times その月の月途中からの利用開始日からの開所日数 \div 25日

算式2 月途中で利用を終了した児童に係る補助金の算定方法

当該児童の補助額(月額) \times その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数 \div 25日

(補助対象児童)

第5条 本事業の補助対象児童は、横浜市内に居住する保育を必要とする2歳児とする。

2 前項について、3歳の誕生日を迎えた児童については、継続して保育を必要とする要件を満たしているか園が確認すること。

3 補助対象児童においては、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても保育を必要とする要件に

該当し続けていることを要件とする。

- 4 保育を必要とする児童であることの確認については、受入れ時に教育・保育給付認定決定通知書により幼稚園において行うこととする。
- 5 前項の確認において、幼稚園は、当該児童の保育時間を設定し、本事業の利用について保護者と契約をすること。保育時間については、実施要綱第3条第1号の開所時間の範囲内で、教育・保育給付認定決定通知書に記載された保育必要量が短時間の場合は8時間、標準時間の場合は11時間に設定すること。
- 6 幼稚園は、第4項の確認にあたり、毎月1日現在の補助対象児童について横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（第1号様式）を用いて市長へ報告する。

（交付申請）

- 第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（運営費補助）（第2号兼第14号様式）もしくは横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書（開設準備費）（第3号様式）を用いなければならない。
 - 3 補助金規則第5条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を用いなければならない。
 - （1）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書（第4号様式兼第12号様式）
 - （2）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿（第5号様式兼第16号様式）
 - （3）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）
 - 4 開設準備費補助について、交付決定後の事情の変更により、内容を変更して再度交付申請を行う場合の手続には、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金開設準備費補助金変更交付申請書（第7号様式）を用いなければならない。

（交付決定通知）

- 第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第8号様式兼第20号様式）により行うものとする。ただし、第8条第1項第1号の経費に係る交付決定通知は横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。
- 2 前条第4項に定める変更交付申請に対する交付決定は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金開設準備費補助金変更交付決定通知書（第9号様式の2）により行うものとする。
 - 3 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日とする。

（実績報告）

- 第9条 補助金規則第14条第1項第1号により、設置者は以下に定める通り当該事業の実績を市長に報告しなければならない。
- 2 第8条第1項第1号に係る経費について、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書（第11号様式）に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - （1）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支計算書（第13号様式）
 - 3 第8条第1項第2号に係る経費について、設置者は第13条第2項に基づく交付の申請を行うとき

に、速やかに横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（運営費補助）（第 2 号兼第 14 号様式）に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書（第 4 号様式兼第 12 号様式）

（2）横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（第 15 号様式）

（3）横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿（第 5 号様式兼第 16 号様式）

（4）専任担当職員の処遇が改善・維持されていることが確認できる書類

また、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金収支報告書（第 17 号様式）に横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金収支計算書（第 18 号様式）、私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金人件費の支出状況（第 19 号様式）を添えて市長に報告しなければならない。

4 補助金規則第 14 条第 1 項 2 号及び 3 号の規定による書類の添付については省略できるものとする。

5 開設準備費において、補助金規則第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合、補助金規則第 14 条第 1 項 4 号及び 5 号に基づき、次の各号の書類を添付して報告しなければならない。

（1）入札の結果がわかる書類又は見積書の写し

（2）市内事業者であることを証する書類又はその写し

（補助金額の確定通知）

第 10 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第 8 号様式兼第 20 号様式）及び横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業開設準備費補助金確定通知書（第 21 号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第 11 条 第 8 条第 1 項第 1 号に定める開設準備費については、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第 17 条ただし書の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

3 概算払いにより補助金を受領した場合は、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書（第 11 号様式）に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

（補助金交付の請求）

第 12 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金請求書（第 22 号様式）により行わなければならない。

（財産の処分の制限）

第 13 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって、価格が単価 50 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年内閣府告示第 424 号。）に定めるとおりとする。

ただし、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊しについては、処分を制限しないこととする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 設置者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 23 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、

本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(補助金に関する調査)

第15条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第17条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和2年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。ただし、第8条第2項に定める補助金の額については、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。ただし、第4条第2項に定める補助金の額については、令和5年度分の補助金請求に係るものから適用する。

別表（第4条第2項）

開設準備費 (初年度のみ)	7,000,000円（上限）			
運営費補助額 (児童一人あたり・月額)	実施類型 利用時間	給食実施あり (自園または連携施設からの搬入)	給食実施あり (外部搬入)	給食実施なし
	8時間利用	85,120円	75,230円	67,230円
	11時間利用	88,840円	78,480円	70,480円

ただし、次のいずれの要件も満たさない場合は、運営費補助額（児童一人あたり・月額）から1,820円を減額して交付する。

- (1) 「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業における保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時補助金」により処遇改善した専任担当職員の賃金水準を維持している。
- (2) 2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準が神奈川県「学校法人立の私学助成園に勤務する幼稚園教諭等の処遇改善に係る補助金」もしくは「横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により処遇改善した他の職員と同等である。
- (3) その他、2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準が改善・維持されていると市長が認めたとき。

※賃金水準を比較する際は、経験や勤務条件等が同等の職員と比較することとする。

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
利用児童名簿
(年 月分)

幼稚園名 _____

児童氏名 (生年月日)	住 所	※1 該当 区分	※2 保育 必要量	新規又は継続	備考
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規・継続	

↑横浜市外在住の園児は
補助対象外です。

※1 該当区分の欄には、保育を必要とする理由について、下記より該当する番号を記入してください。

①居宅外労働 ②居宅内労働 ③出産等 ④疾病等 ⑤病人の介護等 ⑥家庭の災害 ⑦その他
該当区分が「⑦その他」である場合は、備考欄に具体的理由を記入してください。

※2 保育必要量の欄には、教育・保育給付認定決定通知書に記載の保育必要量（短時間又は標準時間）に○をつけてください。

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付申請書兼実績報告書（運営費補助）

横浜市 長

法人所在地 _____

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

3 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書
（第4号様式兼第12号様式）

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（第15号様式）

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿（第6号様式兼第16号様式）

（ ） 給与規定（賃金規定）

（ ） 処遇改善チェックリスト

（ ） 利用者向けパンフレット

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付申請書（開設準備費）

横浜市 長

法人所在地 _____

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

- 3 申請する補助金の種類
- () 概算払い（前払い）
- () 精算払い（後払い）

4 添付書類

添付する書類について () 内に○を付けてください。

- () 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
事業実施計画書兼実績明細書

1 事業概要

事業実施期間	年 月 から 年 月まで
実施曜日	月・火・水・木・金・土
開所日数	日/年
実施日数	日/年
開所時間	時 分 から 時 分 まで (8時間開所 11時間開所)
利用児童の受入枠	人
受入れ開始年齢	<input type="checkbox"/> (歳 ャ月) <input type="checkbox"/> その他 ()
給食の実施の有無	<input type="checkbox"/> あり (自園または連携施設からの搬入) <input type="checkbox"/> あり (外部搬入等) <input type="checkbox"/> なし

2 事業実施状況

(1) 月極補助対象者

預かり時間	利用時間	
	8時間	11時間
	利用人数	利用人数
月		
月		
月		
合計	人	人

① ②

(2) 日割り補助対象者

預かり時間	8時間		11時間	
	利用人数	在籍日数	利用人数	在籍日数
	月			
月				
月				
合計	人		人	

③ ④

3 運営費補助 別表(第8条第2項)で定める2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準の要件を満たしている

①8時間	①	補助額(月額)	
	<input type="text"/> 人 ×	<input type="text"/> 円 =	<input type="text"/> 円
②11時間	②	補助額(月額)	
	<input type="text"/> 人 ×	<input type="text"/> 円 =	<input type="text"/> 円
8時間(日割り対象者)	③	補助額(月額) ÷ 25日	
	<input type="text"/> 日 ×	<input type="text"/> 円 =	<input type="text"/> 円
11時間(日割り対象者)	④	補助額(月額) ÷ 25日	
	<input type="text"/> 日 ×	<input type="text"/> 円 =	<input type="text"/> 円
運営費補助計			<input type="text"/> 円

4 開設準備費補助

円

5 合計

円

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
専任担当職員名簿

幼稚園名 _____

1 専任担当職員

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	資格の種類
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	

2 添付書類

(1) 資格証、免許状又は研修修了証等の写し（第16号様式として提出する場合は添付不要）

注1) 2歳児受入れ推進事業を専任担当する職員のみ記入してください（学級担任等との兼任は不可）。

注2) 公定価格及び私学助成経常費補助等他の補助金の交付対象となる職員は記入できません。

注3) 上記の専任担当職員に変更が生じた場合、当名簿を再提出してください。

**年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）
収支予算書**

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 （開設準備費）	_____ 円	工事費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円	備品費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
開設準備費補助金変更交付申請書

横浜市 長

法人所在地 _____

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

年 月 日付 第 号より補助金の交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業について、次のとおり変更をしたいため、関係書類を添えて申請します。

なお、当該事業の実施につきましては、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第3条の要件に基づき実施いたします。また、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 当初交付決定金額 _____ 円

3 変更交付申請金額 _____ 円

4 変更が生じた理由

5 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

() 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、
次のとおり条件をつけて交付することを決定し、その額を確定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金交付決定兼確定額 _____ 円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
開設準備費補助金交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金については、次のとおり条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 事業完了後、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金実績報告書を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。
- (3) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
開設準備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり交付額を変更し、条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金変更交付決定額 _____ 円

3 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
不交付決定通知書

先に申請のありました _____ 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 不交付の理由

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳受入れ推進事業
開設準備費補助金実績報告書

横浜市 長

法人所在地

法人名

法人代表者職氏名

年 月 日 号により交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
補助金について、次のとおり実績報告をします。

1 幼稚園名

2 補助金受領金額 円

3 補助金受領年月日 年 月 日

4 執行金額 円

5 差引残額 円

6 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支計算書（第13号様式）

（ ）工事請負契約書、工事完了届、工事業者の請求書・領収書の写し

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）
 収支計算書

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 （開設準備費）	_____ 円	工事費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円		_____ 円
		備品費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
利用児童名簿

幼稚園名 _____

	児童氏名 (生年月日)	利用 開始日	利用 終了日	※保育必要量	利用回数			備考
					月	月	月	
月極補助対象者	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
	(. .)	/	/	短時間 標準時間				
日割り補助対象者	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				

※ 保育必要量の欄には、教育・保育給付認定決定通知書に記載の保育必要量（短時間又は標準時間）に○をつけてください。

年 月 日

横浜市 長

所在地 _____
法人名 _____
法人代表者職氏名 _____

年度 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金
収支報告書

横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第16条に基づき、私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業補助金の収支について、関係書類を添えて報告します。

1 幼稚園名

2 提出書類

- (1) 収支計算書(第18号様式)
- (2) 人件費の支出状況(第19号様式)

**年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
収支計算書**

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入	_____ 円	人件費	_____ 円
		専任担当職員分	_____ 円
		その他	_____ 円
		保育教材費	_____ 円
利用料収入	_____ 円	給食代	_____ 円
		おやつ代	_____ 円
その他収入	_____ 円	その他支出	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
開設準備費補助金確定通知書

先に交付決定した _____ 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、
実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金確定額 _____ 円



年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
請求書

円

年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横浜市 長

法人所在地

法人名

法人代表者職氏名

幼稚園名



振込先金融機関

銀行名	
支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義人	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

設置者名（法人名）

法人代表者職氏名



（留意事項）請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____
法 人 名 _____
法人代表者職氏名 _____
幼稚園名 _____

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日に交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金交付要綱第14条に基づく補助金の確定額

_____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

_____ 円

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）

積算内訳報告書

- 1 幼稚園名 _____
- 2 代表者職氏名 _____
- 3 園の所在地 _____
- 4 補助事業名 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金
- 5 補助金確定額 _____ 円

6 概要

(1) 消費税の申告の有無

有・無

(2) 消費税の申告が有る場合

ア 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳						
	計					

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(3) 消費税の申告が無い場合

- 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 補助金の使途が全て非課税仕入れに該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- (その他)